

令和6年度 議会運営委員会 行政視察報告書

I 調査期間

2025年（令和7年）1月21日（火）～1月22日（水）

II 視察都市及び視察事項

期 日	視察都市	視察事項
1月21日（火）	栃木県 宇都宮市	・災害時のタブレット端末の活用について ・本会議における一般質問のオンライン化について ・請願・陳情のオンライン化について
1月22日（水）	岩手県 奥州市	・災害時のタブレット端末の活用について ・本会議における一般質問のオンライン化について ・請願・陳情のオンライン化について ・議員間討議について ・字幕表示について

III 視察者

山口政哉（委員長）	安藤好幸（副委員長）
佐賀和樹	柳沢潤次
町田輝佳	松尾宏之
大矢徹	
桜井直人（議長）	竹村雅夫（副議長）

IV 視察事項の概要

【視察の目的】

（1）災害時のタブレット端末の活用について

本市議会においては、平成30年1月にタブレット端末を導入しているが、有事の際のタブレット端末の活用について課題がある。有事の際に議員の安否確認や地域の被害状況等の把握、議会機能を維持するなど、タブレット端末をより効果的に活用していく必要があるため、先進的に取り組む市議会の視察を実施し、本市議会の取り組みにつなげることを目的とする。

(2) 本会議における一般質問のオンライン化について

令和5年2月の総務省からの通知を受け、本市議会においても議会運営委員会等において議論され、欠席した議員がオンラインを用いて一般質問を行うことについて、技術的に可能なことを確認したが、運用面について課題等があるため、先進的に取り組む市議会の事例を参考とし、本市議会の取り組みにつなげることを目的とする。

(3) 請願・陳情のオンライン化について

地方自治法の一部改正に伴い、請願書の提出等のオンライン化が可能になることにより、市民の利便性の向上や手続きの簡素化・効率化の観点からオンライン化の整備が必要となるが、手続きの方法等に検討すべき課題があるため、先進的に取り組み市議会の視察を実施し、本市議会の取り組みにつなげることを目的とする。

(4) 議員間討議について ※奥州市議会のみ

本市議会においては、委員会審査の質疑が終了する前に議員間討議を実施することとしているが、積極的な活用がされていない現状があるため、先進的に取り組んでいる市議会の視察を実施し、本市議会の取り組みの改善等につなげることを目的とする。

(5) 字幕表示について ※奥州市議会のみ

議会改革推進会議において、字幕表示などによる情報保障について、丁寧な情報保障を行う必要性があるため、字幕表示システムを導入する方向で進めていくことが確認されたため、先進的に取り組み市議会の視察を実施し、本市議会の取り組みにつなげることを目的とする。

IV-1. 栃木県宇都宮市

「災害時のタブレット端末の活用について」

「本会議における一般質問のオンライン化について」

「請願・陳情のオンライン化について」

(1) 人口及び面積 人口 511,957 人 (令和7年1月1日現在)

面積 416.85 km²

(2) 住所 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

【災害時のタブレット端末活用について】

情報伝達には LINE WORKSを活用している、安否確認については訓練を実施し、身体的状況、住居の状況、連絡先の変更、参集の可否、その他の報告事項等につ

いてアンケート形式で全議員に送付した。またLINE WORKSを活用しているので、誰が未回答か一覧でわかるので、未回答の議員に対して個別に連絡ができるメリットがある。

議員による被災状況のデータ収集は執行部への情報提供のみとしている。今後は執行部の主催する災害対応訓練と議会の訓練を連携していく必要がある。

また、通信インフラが途絶した場合は災害用伝言ダイヤルを使うことになっているが、検討が必要である。LINE WORKSは災害時だけでなく行事の出席など日常的に使用している。ひとり当たりの月額使用料は300円。

【本会議における一般質問のオンライン化について】

総務省からの通知を受けて、例規の改正を進めた。令和6年3月21日に議運の申し合わせの一部を変更、3月22日に会議規則の一部改正と、オンライン質問の運営等を定める要綱を制定した。会議規則及び要綱で欠席事由を定め2日前までに議長に届けることとしている。また、オンラインでの一般質問時は欠席扱いとなる。2日前までに届け出となっているが、当日の急な育児、介護などでの緊急時の対応については、議会運営の準備もあり、現在のところやむを得ないと判断している。規則を定めてからZOOMによるオンライン一般質問の実績はまだない。

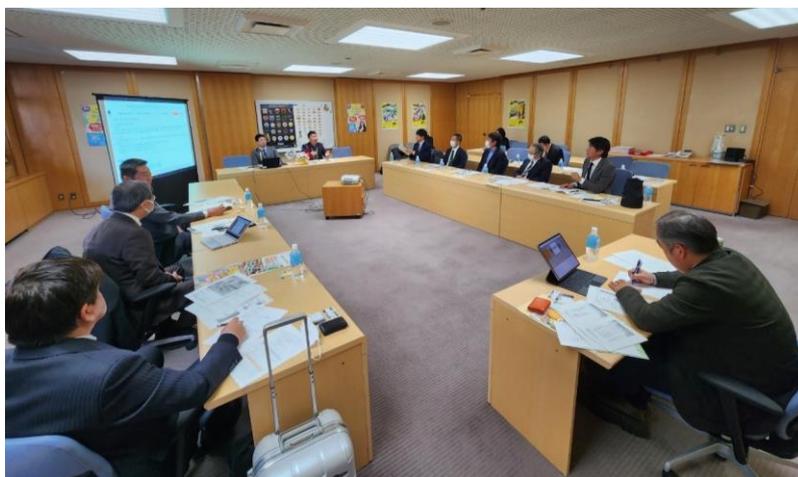
【請願・陳情のオンライン化について】

請願・陳情のオンライン受付は電子申請共通システムを使用し、市民が市役所に出向かなくても手続きができる。

本人確認は、本人確認資料の添付を求め、個人は身分証明書、団体については登記事項証明書または会則や役員名簿とし、あわせて郵送での受付も可能とした。

なお、任意団体については、会則、総会資料など提出を求めるとしている。

同一趣旨の陳情の扱いについては、取り扱わないとはなっているが、議運で判断する。意見陳述もオンラインでという要望については、まだ議論していない。



IV－II．岩手県奥州市

「災害時のタブレット端末活用について」

「本会議における一般質問のオンライン化について」

「請願・陳情のオンライン化について」

「議員間討議について」

「字幕表示について」

(1) 人口及び面積 人口 107,798 人 (令和7年1月1日現在)

面積 993.30 km²

(2) 住所 〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

【災害時のタブレット端末の活用について】

新たな情報戦略の展開を目的にタブレット端末の導入とペーパーレス化を実施しFacebook、X（旧Twitter）の開始やFM放送の開局展開を行っている。

LINE WORKSの導入については、安否確認やアンケート機能を有していることから活用している、また各地区から議員提供の災害写真などは事務局がまとめ、対策本部へ提供するルールとなっている。

災害が発生した際に議員は72時間後（3日後）に市役所に来るようなルールがある。またインフラが使用できない場合は各地区センターの防災無線を活用する。

毎年タブレットを活用し災害訓練を実施しているが今年度は中止となった。

【本会議における一般質問のオンライン化について】

条例改正の経緯・背景については、令和5年総務省からの通知により、令和5年8月からZOOMでの本会議にて対応しており、一般質問中の資料配信も可能となっているが導入後実施には至っていない。

オンラインでの受付は「前日まで」となっており、当日でも議長の許可が出れば可能であるが、職員の準備を考え「前日の正午まで」とした。課題については今後明らかにしていく予定。

【請願・陳情のオンライン化について】

請願のオンライン化の取組を進めており、元々電子署名については電子契約と同様のシステムを活用することにより個別メールによる署名ラリーで完結していることでルール上問題は特段ない。また本人確認について、以前から運転免許証等などの確認は実施していなかった。請願についての本人確認は、紹介議員により行われているので、信頼は得られる。

現在まで請願のオンライン申請の実例は今のところ無い。
なお、陳情はオンライン化されていない。

【議員間討議について】

令和5年8月に議員間討議のガイドラインの策定を行った。その中で他者の否定、批判、決めつけは絶対にせず、立場が違う人の意見も聴き、違いを学ぶことが必要とし、自分が正しいという前提で話したり、聴いたりすることをしないこととした。

青森大学の佐藤教授にファシリテーターをお願いし、全員協議会などでワールドカフェを3回実施した。（対話→ 議論→ 討論の順に進めた）

採り上げる内容は議案というわけではなく、時々の課題で議案になる前のテーマとし、誰が提案しても良いとした。

市民への公開は、全員協議会で実施したことで、市民の傍聴は可能となり、マスコミにも入ってもらい、報道してもらうことで周知に努めた。

今までの議員間討議の事案としては、中心市街地にある商業施設の市による取得や新医療センターの整備、政策提言などといった市の今後の課題についてなどとなっている。

【字幕表示について】

令和5年8月からライブ字幕システムの導入を実施、聴覚障害者対応だけでなく、難解な語句をわかりやすく伝えることを目的としている。多言語対応も可能とした。

テキストファイルで出力できることにより、正式な会議録ができあがるまでの会議録速報として使用できることがメリットである。



【所感】

災害時のタブレット活用については、安否確認や情報伝達には LINE WORKSを活用する自治体が多くあり、導入を検討する必要がある。また情報発信のルールなど定め、防災訓練を通して問題点など洗い出し、今後の災害対応に議論を進めていくべきである。

本会議における一般質問のオンライン化については、会議規則などの改正等、突発的な対応をどうするのか検討する必要がある。

請願・陳情のオンライン化については、本人確認などの手間は増えるが、事務局の負担が減るのであれば、今回の視察を踏まえて早急に検討すべきと考える。

議員間討議については、本市としては委員会などで実施しているが、奥州市議会でも実施している政策提言や議案など議員同士での意見交換を事前に行うなどの検討もあっても良いと思う。

傍聴席字幕・インターネット字幕中継については、ライブ字幕システムを導入することより、テキストファイルがすぐにできることなどメリットがあると考えます。また傍聴者や視聴者の多様化などにより字幕表示の導入は、早急に進めるべきと感じました。

以 上